

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和4年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。なお、令和4年度は9月に2回目の被保険者証の更新が行われますが、「限度額適用・標準負担額認定証」の更新は行いませんので、7月に送付されるものを引き続きご利用ください。

※非課税世帯から課税世帯に変わった方については同封されませんのでご注意ください。

○「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和4年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、8月1日からの「限度額適用額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。なお、令和4年度は9月に2回目の被保険者証の更新が行われますが、「限度額適用認定証」の更新は行いませんので、7月に送付されるものを引き続きご利用ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

長期該当者認定の入院日数の算定について

入院時食事療養費では、低所得者Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、標準負担額が減額されます。

長期該当認定の入院日数の算定については、前の保険の入院日数を合算できますので、詳しくは町民課⑤窓口にご相談ください。

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので町民課⑤窓口にご相談ください。

【後期高齢者医療に関するお問い合わせ先】

藤里町町民課 健康推進係 後期高齢者医療担当 ☎79-2113

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155